

## ふくい創生・人口減少対策推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 福井県の人口ビジョンおよび創生戦略の策定に当たり、各界から幅広く意見を聴取するとともに、創生戦略を効果的かつ着実に推進するため、ふくい創生・人口減少対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 推進会議は、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関及び県民代表から、知事が選任した委員で構成する。

2 委員の任期は、選任の日から当該選任の日の属する年度末までとする。ただし、必要に応じて再任することができる。

## (所掌事項)

第3条 推進会議では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の人口ビジョンに関する事項
- (2) 創生戦略の策定・推進に関する事項
- (3) その他、必要な事項

## (座長)

第4条 推進会議には座長を置く。

2 座長は、推進会議を統括し、会議の進行にあたる。

## (地域別意見交換会および分野別意見交換会)

第5条 県内各地からより幅広い意見を聴取し、創生戦略に反映させるため、推進会議の下に、地域別意見交換会および分野別意見交換会を開催する。

2 地域別意見交換会および分野別意見交換会の開催に関し、必要な事項は別に定める。

## (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総合政策部ふるさと県民局ふるさと創生室において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。